

市内いじめ問題の状況

1 調査の趣旨

- いじめの問題に関する児童生徒の状況を、各学校と教育委員会が的確に把握するとともに、見逃すことなく迅速に対応する。
- 各学校と教育委員会がいじめの問題への取組について点検し、適切に対応する。

2 調査の内容・方法

(1) 内容

- いじめを認知した件数
- 被害及び加害児童生徒への対応状況等

(2) 方法

- 月末までの状況を、毎月、教育委員会家庭・子ども支援課に報告する。

3 調査結果（令和4年度4月～3月）

	認知件数	うち	
		解消件数	継続指導件数
小学校	225	145	80
中学校	183	127	56

4 今後の対応

- いじめられた児童生徒の心のケアに努めるとともに、いじめた児童生徒との面談や指導を行い、解決を図る。また、家庭等とも連携して解決を進める。
- 継続指導中の学校には、教育委員会家庭・子ども支援課が学校に状況を確認し、対応について指導・助言する。
- 小さな予兆に注意を払い、見逃さずに丁寧に対応する。さらに一度解消した問題であっても、引き続き全教職員が目で見守る体制を整える。
- いじめは進級・進学後も見守り、適切な対応を継続することが重要であり、学校間の連携を十分にとって対応する。